

米国「BACK TO WORK」に備えた 会計・税務面の各種支援策および留意事項

(2020年5月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ニューヨーク事務所

ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューヨーク事務所が現地会計事務所 Hara Yoshida Accounting および T Inspire Consulting LLC に作成委託し、2020年5月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロ、Hara Yoshida Accounting および T Inspire Consulting LLC は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロ、Hara Yoshida Accounting および T Inspire Consulting LLC が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ニューヨーク事務所
E-mail：info-nya@jetro.go.jp

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a large, bold, serif font.

目次

1. Funding Solution Provision(資金解決案)について.....	9
① Paycheck Protection Program(PPP).....	9
② Economic Injury Disaster Loan(EIDL).....	2
2. Business Provisions(ビジネスへの支援)について	2
① Retirement Account Change(退職年金プランの変更)	2
② Employee Retention Tax Credit(ERC：雇用維持のための税額控除)	3
③ Deferral of Employer Payroll Taxes(給与税の繰延).....	3
④ Expanded Net Operating Loss Deduction(繰越欠損金の利用制限を緩和)	3
⑤ Repeal of Excess Business Loss Rules(Excess Business Loss 撤廃のルール).....	3
⑥ Qualified Tenant Improvements Bonus Depreciation(適格改装費用のボーナス 減価償却)	4
⑦ AMT Credit Refunds(AMT クレジットの還付)	4
3. PPP と ERC の比較、その他の支援制度を活用したシミュレーションの重要性.....	4

米国「Back to Work」に備えた会計・税務面の各種支援策および留意事項

本レポートは、新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けている進出日系企業の経営者層および個人事業主が会計・税務面で活用できる各種支援策を整理し、経済活動を再開するにあたっての利用上の留意点をまとめたものです。

1. Funding Solution Provision (資金解決案) について

① Paycheck Protection Program (PPP)

従業員数が 500 人以下、または SBA の規定する従業員数を雇用し、2020 年 2 月 15 日時点で事業を開始している中小企業を対象に、米国中小企業庁(SBA)を通して救済支援ローンが利用可能となりました。(※)

PPP ローンの支給額は従業員への月額平均給与の 2.5 倍、ローンの上限額は 1,000 万ドルまでです。ローンは人件費(給与、社会福利費、健康保険、会社の年金拠出分など含む)、賃料、不動産ローンの利子、公共料金に利用可能です。申請期間は 2020 年 6 月 30 日までです。

返済免除措置があり、借入をした日より 8 週間の間上記で定められた目的に利用すれば、返済が免除されます。人件費に関しては「75/25」ルールが適用されます。これはローン金額の 75%以上は人件費に充てること、従業員の給与が 25%以上減額されないことを指します。また、従業員数が減らないことも返済免除の条件です。返済免除額は非課税となります。

融資期間は最長 2 年間で 1%の利子です。担保は求められません。借入日から利子が発生しますが、6 カ月の返済猶予が与えられます。早期払込みの罰金なしで、いつでもローンの返済が可能です。

また、PPP ローンは従業員を雇わない個人事業主も対象となります。個人事業主として PPP ローンを申請するには下記三つの条件を満たす必要があります。

- 2020 年 2 月 15 日時点で個人事業主(Sole Proprietor, Independent Contractor)として事業を開始していること
- 事業拠点は米国であること
- 2019 年度確定申告で Schedule C を使用していること

PPP ローン支給額の計算方法は下記のとおりです。

- 2019 年度 Schedule C の Line 31 に記載されている純利益(Net Profit)の数字を計算。
- Net Profit の月額平均純利益を計算(例 : Net Profit \$60,000 ÷ 12 = \$5,000)。純利益は 10 万ドルが上限。Net Profit が 10 万ドルを超える場合は、\$100,000 ÷ 12 として計算。

- 月額平均純利益の 2.5 倍を Average Monthly Net Profit として計算。(例：\$5,000 x 2.5 = \$12,500)

PPP ローンには返済免除措置があり、一定の金額までローン返済が免除されます。

- 2019 年度純利益(Net Profit)の 8 週間分。(例：(8/52) x \$60,000 = \$9,230.77)
- 不動産ローンの利子：Schedule C で税金控除しており、借入日より 8 週間以内の間に充当された分
- 賃料：上記同様
- 水道・光熱費：上記同様

(※) 従業員数をカウントする場合は、米国内外の全拠点の従業員数が含まれます。それ以外の PPP に関する最新情報は[ジェトロのウェブサイト](#)をご参照ください。

② Economic Injury Disaster Loan (EIDL)

この制度は、新型コロナウイルスにより経済的損害を被った企業に対して、最大 200 万ドルの緊急融資を提供します。20 万ドル以下の融資に対して身元保証人やクレジットスコアなどの条件を免除しており、申請後 3 日以内に 1 万ドルの緊急融資を提供しています。ただし、この融資によって PPP の返済免除額が減額されてしまうことには留意が必要です。

融資期間は最長 30 年で 3.75%の利子(非営利団体の場合は 2.75%)。最長 1 年間の返済猶予が与えられます。早期払い込みの罰金なしで、いつでもローンの返済が可能です。

ただし、2020 年 5 月 7 日時点では、EIDL の申請は農業ビジネス(食料や繊維の製造業、酪農業、畜産業、養殖業、その他 Small Business Act (15 U.S.C. 647(b)), section 18(b)に定義される農業・畜産・養殖関連業)に限定されていますのでご注意ください。

2. Business Provisions (ビジネスへの支援) について

① Retirement Account Change (退職年金プランの変更)

通常は 59 歳半前に年金プランから引き出しをすると、10%のペナルティーがかかりますが、新型コロナウイルスが理由で引き出した退職積立金に対する税金は 3 年間にわたって納税することが可能です。また、3 年以内に引き出したお金をもとの年金プランへ入れ戻すことも可能です。2020 年 1 月 1 日以降の早期引き出しに対する罰金は課せられません。

さらに、2020 年の課税年度は RMD (Required Minimum Distribution)の最低限の引出額も免除されます。

② Employee Retention Tax Credit (ERC : 雇用維持のための税額控除)

2020年3月13日から2020年12月31日までに支払われた給与額の50%相当(四半期ごとに各従業員1万ドルを上限)を、雇用者負担分の社会保障税(一般的には Social Security Tax (6.2%)と呼ばれる)から税額控除として減額申請可能です。

条件は、新型コロナウイルスの影響により部分的または全面的に事業活動が停止されていること、あるいは2019年の同四半期と比較して総収入が50%以下に激減したこととなります。ただし、後者に関しては、2019年の同四半期と比較して、総収入が80%を超えた次の四半期からは適用対象外となります。

PPPローン返済免除を受ける企業は、この Employee Retention Tax Credit は適用不可です。

例えば、2人の従業員がいて、従業員Aへ2万ドル、従業員Bへ5,000ドルの給与を支払うとします。給与額の1万ドルまでを上限とするため、従業員Aは1万ドル、従業員Bは5,000ドルとし、合計 $\$15,000 \times 50\% = \$7,500$ までが税額控除対象となります。雇用主負担分の社会保障税の1,550ドル($\$20,000 + \$5,000 \times 6.2\%$)は税額控除対象となり、かつ差額分の5,950ドル($\$7,500 - \$1,550$)が還付対象とされます。

総額の上限は設けられていません。2019年の従業員の平均人数が100人以下であれば、従業員が働いていても働いていなくても、すべての従業員に支払った給与に基づいて税額控除が計算されます。従業員が100人より多い場合は、勤務しなかった従業員に支払った給与のみが税額控除の対象となります。

給与関係税報告書(Form 941など)を通じて精算を行います(通常は四半期毎)、給与関係税報告書を提出する前に請求したい場合は、Form 7200を提出することにより前払い請求が可能となります。

③ Deferment of Employer Payroll Taxes (給与税の繰延)

雇用主は、社会保障税の雇用主負担分(6.2%)の支払を延期することが可能です。2021年12月31日に半分、2022年12月31日までにもう半分の支払えばよいこととなります。

④ Expanded Net Operating Loss Deduction (繰越欠損金の利用制限を緩和)

2017年税制改革法によって繰越欠損金(NOL)は繰り戻しが認められなくなりましたが、2018年1月1日から2021年に発生した納税事業者のNOLは、5年遡って繰り戻しが認められることになったため、過去に支払った税金の還付請求が可能になります。

⑤ Repeal of Excess Business Loss Rules (Excess Business Loss 撤廃のルール)

2018年から2020年の課税年度の間において、Excess Business Loss の限度が、個人事業主やパスルー企業の所有者に対して撤廃されました。

⑥ Qualified Tenant Improvements Bonus Depreciation (適格改装費用のボーナス減価償却)

Qualified Improvement Property (QIP) に 100%のボーナス減価償却が適用されます。QIP とは、修理や建物内の構造を変えるために非住宅建築物の内装を改良することを指します。エレベーター、エスカレーターや建物の拡大は除きます。15 年償却が可能です。

⑦ AMT Credit Refunds (AMT クレジットの還付)

2017 年税制改革法において、法人が過年度に支払った代替ミニマム税(Alternative Minimum Tax; AMT) は、2018 年から 2021 年の 4 年にわたり税額控除による還付請求が可能でした。本法案により、還付期間が 2 年に短縮 (加速化) され、2018 年に AMT を 50% 控除、2019 年に残り全額の控除が適用されることで、2019 年までに還付が完了します。さらに、2018 年の課税年度に AMT の全額税額控除を申請することも可能となっており、2018 年の課税年度の申告において AMT 残高を全額調整し、還付申請することもできます。

3. PPP と ERC の比較、その他の支援制度を活用したシミュレーションの重要性

ERC の停止条件である同一四半期の総収入比較が 80%となるケースは考慮せずに、単純に返済免除金額だけで PPP と ERC のどちらが企業にとってメリットとなるかを考えてみましょう。ERC で確保できる一人あたりの税額控除の最高額は 5,000 ドル (= 給与上限\$10,000 x 50%)で、PPP では年収 2 万 4,000 ドルの場合に 5,000 ドル (= \$24,000 ÷ 12 カ月 x 2.5 カ月分)となります。したがって、従業員一人あたりの年収が 2 万 4,000 ドル以上になるのであれば、PPP の方がメリットになる計算です。ただし、ローン受領後 8 週間で新型コロナウイルスによる影響が出る前と同じ水準の営業状態になるか(再雇用できるか)ということに留意が必要です。

とりあえず PPP ローンの申請を急いだ企業もあるかと思いますが、ERC のような PPP ローンと併用ができない救済措置を活用したシミュレーションも大切です。特に飲食店などは新型コロナウイルスが収束していない時期に PPP ローンを受領をしても、急いで従業員を再雇用することが最良策かといえ、疑問も残ります。現在の失業保険給付額は、州からの給付額のほかに 2020 年 7 月 31 日までは連邦政府から 600 ドルの追加給付を受け取ることが可能です。低賃金で働いていた従業員の中には現在の方が収入が多くなっている方もいるでしょう。前述のとおり、PPP ローンの返済免除金額の減額の計算には、従業員数の減少または給料支払額の減少という項目があります。現在の収入の方が多くなっている元従業員はすぐに戻ってこないのでは従業員数は確保できないのではないかとと思われるかもしれませんが、雇用主が元従業員に再雇用のオファーを出して元従業員が拒否した場合は、そのオファーと元従業員の拒否の事実をドキュメンテーションすることにより、返済免除の減額を避けられるというルールがあり、また拒否をした元従業員の失業保険受給は停止させられてしまいますので、従業員数を戻すこ

とは可能かもしれませんが。しかし、PPP ローン受領から 8 週間はその PPP ローンの資金を活用して再雇用した従業員に給与を支払うことができたとしても、8 週間後に資金が尽きたときに新型コロナウイルスによる影響が出る前と同じ営業状態になり、顧客が戻り、同じような売上、チップ、利益が出ることは考えにくく、再雇用した従業員をまた解雇することにもなりかねません。こういった状況をふまえると、ERC のように、今後実際に支払った給与の 50%が税額控除として確保できる方が使用しやすいという考え方もあります。

いずれにせよ、救済プログラムの利用に関して重要なことは、返済免除をどれだけ獲得できるかのみを考えるのではなく、今後の経営再建に対して受け取った資金をどれだけ有効利用できるかを考えることです。ご参考にしていただければ幸いです。